



案内

認定農業者を目指しましょう

◆認定農業者とは？

今後5年間に取り組む農業経営改善計画(改善計画)を作成し、その改善計画が町に認定されたやる気と能力のある農業者をいいます。兼業農家や新規就農を目指す農家も対象となります。認定農業者の認定期間は5年間です。認定された方は認定期間が終了する前に新たな改善計画を作成し、再認定を受ける必要があります。

◆認定農業者になるにはどうすればいいの？

自らの経営状況を見直し、5年後どのような経営をしたいのか、5年間でどのように経営改善していきたいのか改善計画を作成し、町に申請します。改善計画の作成については、町や農協、農林事務所などでサポートします。

改善計画が町に提出されると、認定基準に適合しているかを判断し改善計画の認定が行われます。認定された場合は、町長から認定書が交付されます。

◆改善計画の認定基準は？

- ①年間総労働期間が1,900時間程度、年間農業所得が1人当たり360万円以上(1個別経営体当たり520万円以上)
- ②経営改善計画の達成見込みが確実であると認められること。

③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であると認められること。

④農業機械・施設の保有状況が適切であると認められること。

⑤簿記記帳を行うこと。

⑥地域において理解と協力を得られること。

◆認定農業者になるとどんなメリットがあるの？

- ①改善計画の目標達成に向けて、関係機関から農地のあっせんや経営に関する助言・指導を優先的に受けることができます。
- ②県や国などの補助事業を活用することができます。
- ③農地や機械施設投資などのための長期資金を低金利で借りることができます。(スパーL資金、農業近代化資金など)
- ④農業者年金に加入すると保険料の国庫補助が受けられます。
- ⑤町認定農業者で構成される小野町認定農業者会に加入していただくと、視察研修や勉強会、情報交換などより良い経営改善を目指す活動を行うことができます。

募集

小学生から高校生のための春休み海外派遣参加者募集

公益財団法人・国際青少年研修協会では、7事業の参加者を募集しています。体験を通して、お互いの理解や交流を深め、国際性を養うことを目的に実施します。

換などより良い経営改善を目指す活動を行うことができます。

なお詳しくは、お問い合わせください。

農林振興課  
7216935

◆日程  
3月25日(※)から4月5日(※)までの9日間から11日間(事業により異なる)

◆対象  
小学3年生から高校3年生まで(事業により異なる)

◆説明会  
全国12都市、1月下旬  
※入場無料・予約不要

◆参加費  
35・8万円から49・8万円(1月26日(※)までにお申し込みの方は、早割りで1万円引きになります)

◆締め切り  
2月2日(※)

◆お問い合わせ・資料請求先  
〒141-0031 東京都品川区西五反田7-15-4 第3花田ビル4階  
☎03-6417-9721  
ウェブサイト  
<http://www.kskk.or.jp>

◆内容  
ホームステイ・ボラン